

上関町地域防災計画

《資料編》

＜令和6年3月改訂＞

上関町防災会議

目 次

【1 防災体制】	1
資料1－1 上関町防災会議	1
資料1－2 防災関係機関名簿	3
資料1－3 上関町災害対策本部	5
資料1－4 災害時応援協定等	6
【2 災害危険箇所等】	7
資料2－2 土砂災害警戒情報の概要	10
資料2－3 孤立危険区域	11
資料2－4 災害履歴	11
【3 情報収集伝達】	12
資料3－1 気象通報受理伝達簿	12
資料3－2 被害認定基準	13
資料3－3 世帯構成員別被害状況調	16
資料3－4 地区別被害調査表	16
資料3－5 被害状況報告書	17
資料3－6 防災行政無線	24
【4 消防・水防】	26
資料4－1 上関町消防団	26
資料4－2 水防関係	35
【5 災害救助】	36
資料5－1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等	36
資料5－2 従事命令等の種類と執行者	39
【6 自衛隊災害派遣】	40
資料6－1 自衛隊要請連絡先	40
資料6－2 自衛隊災害派遣関連様式	41
【7 避難】	43
資料7－1 指定緊急避難場所・指定避難所	43
【8 医療（助産）救護】	48
資料8－1 上関町内医療機関等一覧	48
資料8－2 後方医療機関	49
【9 緊急輸送】	50

資料 9－1	緊急輸送道路指定路線.....	50
資料 9－2	ヘリコプター臨時離着陸場.....	50
資料 9－3	輸送拠点施設.....	50
【10 防疫及び保健衛生】		51
資料 10－1	防疫体制及び防疫機械器具の保有状況	51
【11 死者の捜索、遺体の処理等】		52
資料 11－1	遺体の一時収容所一覧	52
資料 11－2	火葬場及び墓地所在地一覧	52
【12 文教対策】		53
資料 12－1	国・県・町指定文化財一覧表	53
資料 12－2	文教対策関連様式	54
【13 危険物等施設】		55
資料 13－1	危険物施設一覧	55
【14 震災対策】		56
資料 14－1	山口県とその周辺の主な地震	56
資料 14－2	気象庁震度階級関連解説表	58

【 1 防災体制】

資料 1－1 上関町防災会議

1 上関町防災会議条例

昭和 38 年 1 月 22 日

条例第 139 号

改正 平成元年 12 月 21 日条例第 33 号

平成 12 年 3 月 28 日条例第 11 号

平成 24 年 12 月 14 日条例第 13 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、上関町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 上関町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 山口県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 山口県警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 柳井広域消防組合職員のうちから町長が任命する者
 - (6) 指定公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (7) 教育長
 - (8) 消防団長
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号及び第 9 号の委員の定数は、それぞれ 3 人、6 人、1 人、11 人、1 人、5 人及び 3 人以内とする。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山口県の職員、町の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年 12 月 21 日条例第 33 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 28 日条例第 11 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 14 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 上関町防災会議委員名簿

(令和 5 年 1 月 1 日現在)

	職 名	所属先電話番号	備 考
1	上関町長	0820-62-0311	会長
2	徳山海上保安部長	0834-31-0110	1 号会員
3	中国四国農政局地方参事官	083-922-5200	1 号会員
4	柳井土木建築事務所長	0820-22-0396	2 号会員
5	柳井農林水産事務所長	0820-25-3290	2 号会員
6	柳井健康福祉センター所長	0820-22-3631	2 号会員
7	柳井警察署長	0820-23-0110	3 号会員
8	上関町副町長	0820-62-0311	4 号会員
9	上関町総務課長	0820-62-0311	4 号会員
10	上関町企画財政課長	0820-62-0316	4 号会員
11	上関町土木建築課長	0820-62-0315	4 号会員
12	上関町土木建築課主幹	0820-62-0315	4 号会員
13	上関町産業観光課長	0820-62-0315	4 号会員
14	上関町住民課長	0820-62-0312	4 号会員
15	上関町保健福祉課長	0820-62-0184	4 号会員
16	上関町教育委員会教育次長	0820-62-0245	4 号会員
17	上関町教育委員会教育文化課長	0820-62-0245	4 号会員
18	柳井地区広域消防組合南出張所長	0820-62-0119	5 号会員
19	上関郵便局長	0820-62-1000	6 号会員
20	西日本電信電話株式会社 山口支店長	0839-23-4281	6 号会員
21	防長交通株式会社 平生営業所長	0820-56-5100	6 号会員
22	中国電力株式会社柳井営業所長	0820-23-6551	6 号会員
23	上関町教育委員会教育長	0820-62-0245	7 号会員
24	上関町消防団長	0820-62-1042	8 号会員
25	上関区長	0820-62-0082	9 号会員
26	八島区長	0820-62-1872	9 号会員

資料１－２ 防災関係機関名簿

機 関 名	所在地	電話番号
1 上関町役場	熊毛郡上関町大字長島 448	0820-62-0311
2 山口県及び県の機関 山口県庁 柳井土木建築事務所 柳井農林水産事務所 柳井健康福祉センター 山口県漁業協同組合 光熊毛統括支店	山口市滝町 1-1 柳井市南町 3-9-3 柳井市南町 3-9-3 柳井市古開作中東条 658-1 熊毛郡上関町大字長島 4902-2	083-933-2453 0820-22-0396 0820-25-3290 0820-52-2136 0820-62-0014
3 消防機関 柳井地区広域消防組合消防本部 上関消防団	柳井市南町 5-4-1 熊毛郡上関町大字長島 448	0820-22-0040 0820-62-0311
4 県警察 山口県警察本部柳井警察署 上関駐在所 室津駐在所 祝島駐在所	柳井市南町 2-4-18 熊毛郡上関町大字長島上関東 熊毛郡上関町大字室津 1785-1 熊毛郡上関町大字祝島	0820-23-0110 0820-23-0110 0820-23-0110 0820-23-0110
5 指定地方行政機関 中国四国農政局 山口地域センター 徳山海上保安部 福岡管区气象台 下関地方气象台 中国総合通信局 中国地方整備局	山口市河原町 6-16 周南市那智町 3-1 下関市竹崎町 4-6-1 広島県広島市中区東白島町 19-36 広島県広島市中区八丁堀 6-30	083-922-5200 0834-31-0110 0832-34-4005 082-222-3303 082-511-9231
6 自衛隊 陸上自衛隊 第 17 普通科連隊 海上自衛隊 第 31 航空群 航空自衛隊 第 12 飛行教育団		083-922-2281 0827-22-3181 0835-22-1950
7 指定公共機関 日本赤十字社 山口県支部 日本放送協会 山口放送局 西日本電信電話株式会社 山口支店 株式会社 N T T ドコモ 中国支社山口支店 中国電力ネットワーク株式会社 柳井ネットワークセンター 西日本旅客鉄道株式会社 柳井駅 日本郵便株式会社 上関郵便局 〃 上関港郵便局 〃 祝島郵便局 〃 長島郵便局	山口市野田 172-5 山口市中国園町 2-1 山口市熊野町 4-5 柳井市古開作字東条 685-11 柳井市中央 2-18-21 熊毛郡上関町室津 199-1 熊毛郡上関町長島 375-4 熊毛郡上関町祝島 126 熊毛郡上関町長島 3916-1	083-922-0102 083-921-3737 083-923-4281 083-901-2101 0120-616-318 0820-22-7315 0820-62-1000 0820-62-0200 0820-66-2200 0820-65-0001
8 指定地方公共機関 防長交通株式会社 平生営業所 山口放送株式会社 テレビ山口株式会社 株式会社エフエム山口 山口朝日放送株式会社 山口県医師会 熊毛郡医師会	周南市公園区 山口市大内御堀 1277 山口市緑町 3-31 山口市中央 3-5-25 山口市吉敷下東 3-1-1 総合保健会館 5 階	0820-56-5100 0834-32-1110 083-923-6113 083-924-4535 083-933-1111 083-922-2510 0820-52-2508

機 関 名	所在地	電話番号
9 公共的団体		
J A南すおう農業協同組合（上関支所）	熊毛郡上関町大字室津 857	0820-62-1004
上関町商工会	熊毛郡上関町大字長島 480	0820-62-0177
上関町社会福祉協議会	熊毛郡上関町大字長島 617-10	0820-62-0695
上関町連合婦人会		0820-62-0311
各地区会長		0820-62-0311
上関町建設業協同組合		0820-62-0380

資料 1－3 上関町災害対策本部

1 上関町災害対策本部条例

昭和 38 年 1 月 22 日

条例第 140 号

改正 平成 24 年 12 月 14 日条例第 13 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、上関町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 14 日条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料１－４ 災害時応援協定等

１ 災害時応援協定締結団体

締結年月日	協定名称
平成 24 年 3 月 29 日	瀬戸内・海路ネットワーク災害時相互応援に関する協定
平成 24 年 4 月 1 日	山口県内広域消防相互応援協定
平成 24 年 4 月 1 日	山口県消防防災ヘリコプター応援協定
平成 24 年 1 月 12 日	山口県及び市町相互間の災害時応援協定
平成 25 年 11 月 11 日	災害時における行政書士業務の支援活動に関する協定書
平成 26 年 8 月 19 日	災害時における災害救助物資確保に関する協定書 (生活協同組合コープやまぐち)
令和 3 年 2 月 4 日	災害に係る情報発信等に関する協定 (ヤフー株式会社)
令和 3 年 4 月 1 日	災害時における物資供給に関する協定 (株式会社ナフコ)
令和 4 年 8 月 22 日	災害時における連携協力に関する協定書 (山口県弁護士会)
令和 5 年 5 月 18 日	災害時におけるレンタル資機材の提供等に関する協定 (株式会社コム・ソート ダスキンレントオール周南ステーション)
令和 5 年 8 月 1 日	災害時等における物資輸送等に関する協定書 (福山通運株式会社柳井営業所)
令和 6 年 3 月 14 日	災害時におけるレンタル資器材の提供に関する協定書 (株式会社キロク平生営業所)

２ 応援要請先と根拠法令等

要請先	要請の内容	根拠法令等
指定行政機関の長	当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第 29 条
知 事	(1) 指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋要請 (2) 他の地方公共団体の職員の派遣の斡旋要請 (3) 応援の要求及び応急措置の実施要請 (4) 職員の派遣要請	災害対策基本法第 30 条第 1 項 災害対策基本法第 30 条第 2 項 災害対策基本法第 68 条 地方自治法第 252 条の 17
他市町長等	(1) 応援の要求 (2) 職員の派遣要請 (3) 災害応援に関する協定に基づく応援要請 a 近隣の市町村間の消防相互応援協定 b 広域消防相互応援協定に基づくもの c 消防広域相互応援協定に基づくもの	災害対策基本法第 67 条 地方自治法第 252 条の 17 消防組織法に基づく消防相互応援協定

【 2 災害危険箇所等】

資料 2－1 土砂災害警戒区域等

1 土砂災害警戒区域の指定状況

急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり		合 計	
警戒区域	うち特別	警戒区域	うち特別	警戒区域	うち特別	警戒区域	うち特別
90	81	21	14	7	0	118	95

2 土砂災害（特別）警戒区域

住 所	区域名	自然現象	警戒区域		特別警戒区域	
			告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号
長島	長島（二）（１）	土石流	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
長島	長島（二）（２）	土石流	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
室津	室津（二）（１）	土石流	H28. 2. 26	45		
室津	室津（二）（２）	土石流	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
長島	長島（二）（３）	土石流	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
長島	長島（二）（４）	土石流	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
長島	長島（二）（５）	土石流	H28. 2. 26	45		
室津	室津（二）（３）	土石流	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
室津	室津（二）（４）	土石流	H28. 2. 26	45		
室津	室津（二）（５）	土石流	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
室津	室津（二）（６）	土石流	H28. 2. 26	45		
室津	室津（二）（７）	土石流	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
室津	室津（二）（８）	土石流	H28. 2. 26	45		
室津	室津（二）（９）	土石流	H28. 2. 26	45		
長島	長島（二）（６）	土石流	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
長島	長島（二）（７）	土石流	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
長島	長島（二）（８）	土石流	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
長島	長島（二）（９）	土石流	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
長島	長島（二）（10）	土石流	H28. 2. 26	45		
長島	長島（二）（11）	土石流	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
長島	長島（二）（12）	土石流	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
室津	室津（三）（１）	地すべり	H28. 2. 26	487		
長島	長島（三）（１）	地すべり	H23. 12. 20	487		
室津	室津（三）（２）	地すべり	H23. 12. 20	487		
長島	長島（三）（２）	地すべり	H23. 12. 20	487		
長島	長島（三）（３）	地すべり	H23. 12. 20	487		
祝島	祝島（三）（１）	地すべり	H23. 12. 20	487		
長島	長島（三）（４）	地すべり	H23. 12. 20	487		
室津	室津（一）（１）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
室津	室津（一）（２）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
室津	室津（一）（３）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
室津	室津（一）（４）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
室津	室津（一）（28）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
長島	長島（一）（１）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46

住 所	区域名	自然現象	警戒区域		特別警戒区域	
			告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号
長島	長島（一）（22）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
長島	長島（一）（23）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
長島	長島（一）（24）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
長島	長島（一）（25）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
長島	長島（一）（26）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
長島	長島（一）（27）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
長島	長島（一）（28）	急傾斜地の崩壊	R 3. 12. 21	394	R 3. 12. 21	410
長島	長島（一）（29）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
長島	長島（一）（30）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
長島	長島（一）（31）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
長島	長島（一）（32）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
長島	長島（一）（33）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
長島	長島（一）（34）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
長島	長島（一）（35）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
長島	長島（一）（36）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
室津	室津（一）（24）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
室津	室津（一）（25）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
室津	室津（一）（26）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
長島	長島（一）（37）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
室津	室津（一）（27）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
長島	長島（一）（44）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
室津	室津（一）（34）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
祝島	祝島（一）（1）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
祝島	祝島（一）（2）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
祝島	祝島（一）（3）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
祝島	祝島（一）（4）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45		
祝島	祝島（一）（5）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45		
祝島	祝島（一）（6）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
祝島	祝島（一）（7）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
祝島	祝島（一）（8）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
長島	長島（一）（38）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
長島	長島（一）（39）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
長島	長島（一）（40）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
八島	八島（一）（1）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
八島	八島（一）（2）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
八島	八島（一）（3）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45	H28. 2. 26	46
八島	八島（一）（4）	急傾斜地の崩壊	H28. 2. 26	45		

資料2-2 土砂災害警戒情報の概要

1 目 的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市町長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民の自主避難を支援することを目的とする。

2 発 表

土砂災害警戒情報は、大雨警報を解説する気象情報のひとつであり、気象業務法第11条並びに災対法第40条及び第55条に基づき、下関地方気象台と県が共同で作成発表する。

3 発表対象地域

県内の全市町を発表対象地域とし、市町単位で発表する。

4 発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなり、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 警戒基準

大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達したときとする。

また、警報の切り替え等各種情報を勘案して、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合、土砂災害への警戒を改めて呼びかける必要があると認められる場合等には、県土木建築部と下関地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報を発表する。

(2) 警戒解除基準

降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数や土砂災害の発生状況等を考慮し、県土木建築部と下関地方気象台が協議の上で警戒を解除できるものとする。

5 地震等発生時の暫定発表基準

次の事象が発生した場合、県と下関地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定する。

(1) 対象となる事象

ア 震度5強以上の地震を観測した場合

イ 台風等により広範囲で土砂災害が発生した場合

ウ その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）が発生した場合

(2) 暫定発表基準について

地震発生の場合、以下の割合を乗じた暫定基準とする。その他の事象の場合は、県土木建築部と下関地方気象台は、速やかに国土交通省砂防部、国土技術政策総合研究所、気象庁予報部等に相談し、必要に応じて関係機関等から意見を聴取しつつ、暫定基準の設定を調整する。

【通常の基準に乘じる割合】

要 素 \ 状 況	地 震	
	震度5強の地域	震度6弱以上の地域
土壌雨量指数	8割	7割

6 利用に当たっての留意事項

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

資料２－３ 孤立危険区域

孤立危険区域	孤立原因	役場から危険区域に至る路線（名称、幅員）状況	孤立危険区域内の世帯数、人口	避難予定場所の状況	通信設備（非常連絡の方法）
祝島	暴風、高潮、大雨等による海上	上関～祝島定期（３往復）航路	205 世帯 281 人	中学校 小学校	一般電話 （海底ケーブル） 防災無線
八島	同上	上関～八島定期（３往復）航路	13 世帯 18 人	浄慶寺 浄福寺	同上

資料２－４ 災害履歴

災害発生日	種 別	災害の概要	被害場所	災害状況
平成 3 年 9 月 27 日	風水害	台風 19 号による浸水	町全域	死者 1 名、軽傷者 2 名、家屋半壊 5 棟、一部破損 1,173 棟、床上浸水 33 棟、床下浸水 267 棟
平成 5 年 7 月 27～28 日	大雨	土砂災害	大字室津	死者 1 名、重傷者 2 名、家屋全壊 2 棟、半壊 1 棟、一部損壊 1 棟
令和 2 年 7 月 6 日～7 日	大雨	土砂災害	大字室津	道路の崩落
令和 2 年 11 月 14 日	その他	上関大橋の損傷	上関大橋	上関大橋の損傷による段差の発生のため通行止め

【 3 情報収集伝達】

資料3－1 気象通報受理伝達簿

町長		副町長		総務課長		主管課長	
警報等の種類及び名称							
発 令 年 月 日		令和 年 月 日		午前 時 分		午後	
本 文							
発 信 機 関				発 信 者 氏 名			
発 信 時 刻				発信者氏名 印			
伝 達 事 項							
伝達開始時刻		時 分		伝達終了時刻		時 分	
伝達の方法		電話 伝令 その他 ()					
伝 達 先							
その他特記事項							

資料３－２ 被害認定基準

被害区分		判定基準
人の被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実な者。
	災害関連死者	死者のうち、当該災害による負傷の悪化または避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者。 （重傷者） 1 月以上の治療を要する見込みの者。 （軽傷者） 1 月未満で治癒できる見込みの者。
住家の被害	住 家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建築物をいう。主屋より延面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は、同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の附属建物と見なす。
	世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。（同一家屋内の親子夫婦であつても、生活の実態が別々であれば当然 2 世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎全体を 1 世帯として取り扱う。）
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家の全部が倒壊、流失、埋没若しくは焼失をしたもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、流失、埋没若しくは焼失をした部分の床面積（以下「損壊部分」という。）がその住家の延床面積の 70% 以上に達した程度のものであるもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のものであるもの
	大規模半壊	半壊であつて、構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 1 条第 3 号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。）の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められるもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50% 以上 70% 未満のものであるもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40% 以上 50% 未満のものであるもの
	中規模半壊	半壊であつて、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なものであるもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積 30% 以上 50% 未満のものであるもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30% 以上 40% 未満のものであるもの
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの。すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のものであるもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20% 以上 70% 未満のものであるものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 30% 未満のものであるもの
	準半壊	住家の半壊に準ずる程度の破損で、補修を必要とする程度のものであるもののうち、損壊部分がその住家の延床面積の 10% 以上 20% 未満のものであるもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10% 以上 20% 未満のものであるもの
	一部損壊	準半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるもの、または

		住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%未満のもの ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、大規模半壊、中規模半壊には該当しないが、土砂竹木等の堆積により一時的に居住できないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非住家	住家以外の建築物をいう。これらの建築物に人が居住しているときは、当該部分は住家として取り扱う。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	神社、仏閣等及び土蔵、倉庫、車庫、納屋等の住家以外の建築物をいう。

【住家の被害の程度と住家の被害認定基準等】

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」において判定する住家の被害の程度は、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」の5区分とされたが、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」（令和2年12月4日公布・施行）により、「中規模半壊」が追加され、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」の6区分となった。

※全壊：被害認定基準による。

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年4月1日付け府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和2年12月4日付け府政防第1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和3年6月24日付け府政防第670号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※準半壊：「災害救助事務取扱要領（令和2年3月30日付内閣府政策統括官（防災担当））」による。

被害区分		判定基準
田畑被害	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったもの。
	冠水	植え付け作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
その他の被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び市町村道（道路法第2条第1項に規定する道路。以下同じ）の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。ただし、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう流失	市町村道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。
	河川決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川（河川法の適用もしくは準用される河川）の堤防あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害をいう。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。

	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
被害世帯数	罹災世帯	災害により被害を受けて通常の生活を維持できなくなった世帯で、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯とする。
	罹災者	罹災世帯の構成員をいう。
火災発生	火 災	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建 物	土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵そう、その他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法第 11 条に起因する市町村長等が許可した製造所等。
	その他	建物及び危険物以外のもの。

資料3－3 世帯構成員別被害状況調

年 月 日 時現在第 号

世帯構成員別	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	1 0 人	1 0 人 以 上	計	小 学 校	中 学 校
被 害 者	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯			
全壊（焼）														
流 出														
半 壊														
床上 浸水														
床下 浸水														

（注） 全壊（焼）流失及び半壊（焼）、床下浸水別、大人、小人、及び男女別％を報告のこと。

資料3－4 地区別被害調査表

地区（字）名	総 戸 数	被 害 戸 数						被害率	罹 災 人 口
		流失	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	換算被害戸数		

資料３－５ 被害状況報告書

１ 一般被害状況

[概況・中間・確定]

被害状況報告書											
災害の種類											
災害の発生場所		上関町大字									
災害の発生年月日		年 月 日 時 分									
報告の時限		日 時現在		発信時刻				時 分			
発信者				受信者							
発信担当者				受信担当者							
ア	り災総数・人的被害		戸数（棟）	（ ）戸	セ	被害	一部破損	戸数（棟）	（ ）戸		
イ			世帯数	世帯	ソ			世帯数	世帯		
ウ		人 員	人	タ	人 員			人			
エ			死 者	人	チ		床上浸水	戸数（棟）	（ ）戸		
オ			行方不明	人	ツ			世帯数	世帯		
カ		負傷	重 傷	人	テ			人 員	人		
キ			軽 傷	人	ト		戸数（棟）	（ ）戸			
ク	住家	全壊焼	戸数（棟）	（ ）戸	ナ	床下浸水	世帯数	世帯			
ケ			世帯数	世帯	ニ		人 員	人			
コ			人 員	人	ヌ		非住家被害	全壊（焼）	棟		
サ	半壊焼	戸数（棟）	（ ）戸	ネ	半壊（焼）	棟					
シ		世帯数	世帯	ノ	被害総額		千円				
ス		人 員	人	ハ	消防団出動人員		人				
応急措置状況・その他											

2 公衆衛生関係

[概況・中間・確定]

被害状況報告書					
災害の種類					
災害の発生場所		上関町大字			
災害の発生年月日		年 月 日 時 分			
報告の時限		日 時現在	発信時刻	時 分	
発信者			受信者		
発信担当者			受信担当者		
ア	被害 戸数	全 壊	戸		
イ		半 壊	戸		
ウ		床上浸水	戸		
エ		床下浸水	戸		
オ	り災人口		人		
カ	赤痢 患者 発生 数	真 性	人		
キ		疑 似	人		
ク		保 菌	人		
ケ		死 者	人		
区 分		単 位	数 量	被害額	
コ	公衆 衛生 施設	上水道			千円
サ		簡易水道			
シ		し尿浄化槽			
ス		塵芥処理場			
セ		隔離病舎			
ソ					
タ		計			
応急措置状況・その他					

3 農林水産関係

[概況・中間・確定]

被害状況報告書									
災害の種類									
災害の発生場所		上関町大字							
災害の発生年月日		年 月 日 時 分							
報告の时限		日 時現在		発信時刻		時 分			
発信者				受信者					
発信担当者				受信担当者					
区 分		件 数		数 量		被害額（千円）			
ア	農 地	田	流失埋没						
イ			冠 水						
ウ		畑	流失埋没						
エ			冠 水						
オ		再掲	果樹園						
カ			桑 園						
キ									
ク		小 計							
区 分		流失埋没	土砂流入	冠 水	浸 水	その他	計 (ha)	被害額（千円）	
ケ	農 作 物 等	主要食糧農産物							
コ		そ菜類							
サ		里樹							
シ		葉たばこ							
ス									
セ									
ソ		小 計							
区 分		件 数		数 量		被害額（千円）			
タ	家 畜 関 係								
チ									
ツ									
テ									
ト	水 産 関 係	生産施設							
ナ		その他の施設							
ニ		水 産							
ヌ									
ネ		小 計							
ノ	林 業 関 係	林 道							
ハ		林産物							
ヒ		林業施設							
フ									
ヘ		小 計							
ホ	治 山 関 係	崩 壊							
マ		地すべり							
ミ		治山施設							
ム									
メ		小 計							
モ	農 業 用 施 設 関 係	溜 池							
ヤ		頭首工							
イ		水 路							
ユ		堤とう							
エ		道 路							
ヨ		橋りょう							
ラ		揚水機							
リ									
ル									
レ		小 計							
応急措置状況 その他									

4 商工関係

[概況・中間・確定]

被害状況報告書			
災害の種類			
災害の発生場所	上関町大字		
災害の発生年月日	年 月 日 時 分		
報告の時限	日 時現在	発信時刻	時 分
発信者		受信者	
発信担当者		受信担当者	
	区 分	件 数	被害額（千円）
ア	鉱 業		
イ	工 業		
ウ	商 業		
エ			
オ	計		
応急措置状況 その他			

5 土木関係

[概況・中間・確定]

被害状況報告書							
災害の種類							
災害の発生場所	上関町大字						
災害の発生年月日	年 月 日 時 分						
報告の時限	日 時現在	発信時刻		時 分			
発信者			受信者				
発信担当者			受信担当者				
	区 分	県工事		町工事		計	
		箇 所	被害額（千円）	箇 所	被害額（千円）	箇 所	被害額（千円）
ア	河 川						
イ	砂 防						
ウ	道 路						
エ	橋りょう						
オ							
カ							
キ							
ク							
ケ	計						
応急措置状況 その他		※被災箇所の一覧表を添付すること。					

6 教育関係

[概況・中間・確定]

被害状況報告書				
災害の種類				
災害の発生場所		上関町大字		
災害の発生年月日		年 月 日 時 分		
報告の時限		日 時現在	発信時刻	時 分
発信者		受信者		
発信担当者		受信担当者		
	区 分	単 位	数 量	被害額（千円）
ア	中学校			
イ	小学校			
ウ	幼稚園			
エ	小 計			
オ	社会教育施設			
カ	文化財			
キ				
ク				
ケ	合 計			
その他 応急措置状況				

7 その他

[概況・中間・確定]

被害状況報告書				
災害の種類				
災害の発生場所		上関町大字		
災害の発生年月日		年 月 日 時 分		
報告の時限		日 時現在	発信時刻	時 分
発信者		受信者		
発信担当者		受信担当者		
	区 分	単 位	数 量	被害額（千円）
ア				
イ				
ウ				
エ				
オ				
応急措置状況 その他				

8 県への報告様式

被害発生報告書

1 報告機関等

● 災害名 []

(第 報 年 月 日 時 分 現在)

市 町 名 :	部 課 名 :
記入者名 :	電 話 :

2 災害発生状況

(1) 人的被害

区 分	人 員	氏 名 ・ 年 齢 、 被 災 の 概 要
死 者	人	
行方不明		
重 傷 者		
軽 傷 者		

(2) 住家・非住家被害

区 分	棟	世 帯	人	被 災 の 概 要
住 家	全 壊			
	半 壊			
	一 部 損 壊			
	床 上 浸 水			
	床 下 浸 水			
非 住 家	全 壊			
	半 壊			

(3) その他公共施設等

① 道路被害

区分	路線名	場所・区間	原因	規制	規制開始・解除時間
国 道		場所	事前規制	全 面	規制開始 月 日 時 分
		区間 ~	崩 土 そ の 他	片 側	規制解除 月 日 時 分
県 道		場所	事前規制	全 面	規制開始 月 日 時 分
		区間 ~	崩 土 そ の 他	片 側	規制解除 月 日 時 分
市 町 道		場所	事前規制	全 面	規制開始 月 日 時 分
		区間 ~	崩 土 そ の 他	片 側	規制解除 月 日 時 分

② 河川被害

河川名	発 生 場 所	概 要 等

③ ため池被害

ため池名	発 生 場 所	概 要 等

④ 土砂崩れ被害

発 生 場 所	概 要 等

⑤ ライフライン被害

断 水	地域	世帯	発生	日	時	復旧	日	時
	地域	世帯	発生	日	時	復旧	日	時
停 電	地域	世帯	発生	日	時	復旧	日	時
	地域	世帯	発生	日	時	復旧	日	時
電 話 不 通	地域	世帯	発生	日	時	復旧	日	時
	地域	世帯	発生	日	時	復旧	日	時

3 災害に対してとられた措置の概要

(1) 災害対策本部等の設置状況

区 分	設 置 日 時	廃 止 日 時
災害対策本部	月 日 時 分	月 日 時 分
そ の 他 の 体 制 ()	月 日 時 分	月 日 時 分
そ の 他 の 体 制 ()	月 日 時 分	月 日 時 分

(2) 避難措置状況

① 避難指示

対象地域名	対象者	世帯	避難者	世帯	指示日時	日	時
		人		人	解除日時	日	時
対象地域名	対象者	世帯	避難者	世帯	指示日時	日	時
		人		人	解除日時	日	時
対象地域名	対象者	世帯	避難者	世帯	指示日時	日	時
		人		人	解除日時	日	時

② 避難勧告

対象地域名	対象者	世帯	避難者	世帯	勧告日時	日	時
		人		人	解除日時	日	時
対象地域名	対象者	世帯	避難者	世帯	勧告日時	日	時
		人		人	解除日時	日	時
対象地域名	対象者	世帯	避難者	世帯	勧告日時	日	時
		人		人	解除日時	日	時

③ 自主避難

地域名	避難者	世帯	避難日時	日	時
		人	帰宅日時	日	時
地域名	避難者	世帯	避難日時	日	時
		人	帰宅日時	日	時
地域名	避難者	世帯	避難日時	日	時
		人	帰宅日時	日	時

(3) 消防機関等の出動状況

区 分	地 域	目 的	日 時		出動人員等(延)	
			出 動	撤 収	人員(人)	車両(台)
消 防 職 員						
消 防 団 員						
市 町 職 員						

4 その他

--

資料3－6 防災行政無線

上関町防災行政無線局設置及び管理に関する条例

昭和58年6月27日

条例第20号

改正 平成5年3月25日条例第2号

平成12年3月28日条例第12号

平成25年9月24日条例第20号

平成26年9月22日条例第10号

(設置)

第1条 火災、防災、救急、災害復旧等に関する業務及び一般行政事務の円滑化、能率化を図り、もって住民の福祉の増進に資することを目的として防災行政用無線局を設置する。

(業務)

第2条 防災行政無線の業務は、電波法(昭和25年法律第131号)第14条の規定により、免許状に記載された事項に基づき次の業務を行う。

(1) 火災、防災、救急、災害復旧等に関する情報の連絡

(2) 一般行政に関する連絡

(業務区域)

第3条 防災行政無線の業務を行う区域は、上関町全域とする。

(無線局)

第4条 防災、行政無線の業務を行うため、別表の無線局を設置する。

(無線局の管理)

第5条 無線局の管理に当たっては、管理責任者を選任すると共に電波法等に基づく管理運営を行うものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年3月25日条例第2号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月28日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年9月24日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、平成25年10月21日から適用する。

附 則(平成26年9月22日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第4条関係)

1 移動系無線局

局 名	設置場所	住 所
親 局	上関町役場	上関町大字長島448
陸上移動局	上関町役場	上関町大字長島448
	町役場祝島支所	上関町大字祝島184-1
	町役場八島分室	上関町大字八島688-3

2 固定系無線局

局 名	設置場所	住 所
親 局	上関町役場	上関町大字長島448
中継局	上盛山展望施設	上関町大字長島10071
屋外拡声受信設備	上関町役場	上関町大字長島448
	室津志田地区	上関町大字室津19-7
	〃 竹の浦地区	上関町大字室津1789-22
	〃 中町地区	上関町大字室津847
	〃 白浜地区	上関町大字室津1008-6
	〃 練尾地区	上関町大字室津1483-3
	〃 大津地区	上関町大字室津1622-4地先
	上関新地地区	上関町大字長島10044-1
	〃 福浦西地区	上関町大字長島178-3
	戸津地区	上関町大字長島4918
	中の浦地区	上関町大字長島11540-31
	白井田地区	上関町大字長島3927-9
	蒲井地区	上関町大字長島1490-2
	四代地区	上関町大字長島2159-4
	祝島東地区	上関町大字祝島184-3
	祝島西地区	上関町大字祝島1地先
	八島地区	上関町大字八島688-13
	上関瀬戸地区	上関町大字長島617-10
	尾熊毛地区	上関町大字室津288-38
	上関福浦北地区	上関町大字長島12-15
	上関惣津地区	上関町大字長島749
	室津新町地区	上関町大字室津646-3

【4 消防・水防】

資料4－1 上関町消防団

1 上関町消防団条例

昭和 33 年 10 月 22 日
条例第 70 号

(目的)

第 1 条 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 18 条第 1 項、第 19 条第 2 項及び第 23 条第 1 項の規定に基づき、上関町消防団の設置並びに消防団員の定員、任命、服務、報酬及び費用弁償等について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 1 条の 2 上関町消防団に次の分団等を置く。

- (1) 第 1 分団(上関地区、戸津地区、八島地区)
- (2) 第 2 分団(室津地区)
- (3) 第 3 分団(蒲井地区、四代地区、白井田地区)
- (4) 削除
- (5) 第 5 分団(祝島地区)
- (6) 機動隊

第 1 条の 3 消防団に団長、副団長、分団長、機動隊長、副分団長、機動隊副隊長、部長、班長、班長補及び団員を置く。

(定員)

第 2 条 団員の定数は、230 人とする。

2 各分団等ごとの定数は、幹部会議(団長、副団長、分団長、副分団長、機動隊員)に諮って別に定める。

(任免)

第 3 条 消防団の団員は、町内に居住する年齢 18 歳以上の思想堅固にして身体強健なる者の中から次の方法で任免する。

- (1) 団長、副団長は分団長、機動隊長、副分団長(第 2 分団、第 5 分団を除く。)の推薦により町長が任免する。
 - (2) 分団長、機動隊長、副分団長、機動隊副隊長、部長は所属分団等の団員の選挙等により、町長の承認を得て団長が任免する。
 - (3) その他の団員は、分団長、機動隊長、副分団長の推薦により町長の承認を得て団長が任免する。ただし、分団等間を異にする任免に当たっては、それぞれの分団長と協議するものとする。
- 2 団長、副団長、分団長、機動隊長、副分団長、機動隊副隊長及び部長の任期は、3 年とする。ただし、再選を妨げない。

(欠格条項)

第3条の2 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 第5条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 6か月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

(分限)

第4条 団長は、団員が次の各号の一に該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務成績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれにたえない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合
- (4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

第5条 団長は、団員が次の各号の一に該当するときは、懲戒処分として戒告、停職又は免職することができる。

- (1) 消防に関する法令並びに条例又は規則に違反したとき。
- (2) 業務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

(失職)

第6条 団員が次の各号の一に該当したときは、その職を失う。

- (1) 町の区域外に転任したとき。
- (2) 所在不明と任命者が認めたとき。

(退職手続)

第7条 団員が退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出てその許可を受けなければならない。

(服務)

第8条 団員は、団長の招集によって出動し、服務するものとする。

2 団員は、招集を受けない場合であっても常に水、火災その他の災害の予防に努め、その発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し服務するとともにこれを分団長に急報しなければならない。

第9条 招集は、あらかじめ定めた信号、口頭あるいは文書をもってする。

第10条 団員は、あらかじめ定められた権限を有する消防機関以外の命令に服してはならない。

第11条 団員であって10日以上居住地を離れる場合は、団長及び副団長並びに分団長及び副分団

長、部長にあつては町長に、その他の者にあつては分団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第 12 条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 住民に対し、常に水、火災の予防及び警戒心の発起に努め、災害に際しては身を挺してこれに当たる心構えを特に持たなければならないこと。
- (2) 規律を厳守して上長の指揮命令のもとに上下一体ことに当たらなければならないこと。
- (3) 上下同僚の間、互に相敬愛し、礼節を重んじ、信義を厚くして常に言行を慎まなければならないこと。
- (4) 職務上知得した秘密を他にもらしてはならないこと。
- (5) 団員は、国又は団員の名義をもって政党、結社若しくは政治団体を支持し、反対し、又はこれに加担し、あるいは他人の訴訟若しくは紛議に関与してはならないこと。
- (6) 機械器具その他消防団の設備、資材の維持管理に当たり職務外これを使用してはならないこと。

(設備、機械)

第 13 条 町長は、次の各号に掲げる設備、機械を消防団に備えつけなければならない。

- (1) 消防団旗
- (2) 消防団本部の設備
- (3) 消防団員詰所の設備
- (4) 通信及び信号設備
- (5) 機械器具置場
- (6) 堤燈及び信号旗
- (7) メガホン、サイレンその他警報用具
- (8) 警鐘
- (9) 消防ポンプ
- (10) 水管車
- (11) 運搬車
- (12) 水桶(手桶)
- (13) 竹梯子
- (14) 消防用破壊具
- (15) 救助袋、救助幕
- (16) 救急用薬品及び薬類
- (17) 担架
- (18) 天幕
- (19) 工作器具
- (20) その他消防上必要なもの

2 消防団の設備資材は、分団長がこれを保管する。

3 設備資材をき損又は亡失したときは、各分団長は、その理由を具して町長に届け出なければならない。故意により設備資材をき損又は亡失したるものに対しては、町長は、これを弁償させることができる。

第 14 条 消防団には、次の文書、簿冊を備え異動の都度これを整備して置かなければならない。

- (1) 消防団員の名簿
- (2) 沿革誌
- (3) 設備資材台帳
- (4) 日誌
- (5) 区域内全図
- (6) 地水利要覧
- (7) 金銭出納簿
- (8) 手当受払簿
- (9) 給貸与品台帳
- (10) 省令達綴
- (11) 消防団に必要な法規例綴
- (12) 雑書綴

(報酬)

第 15 条 団員には、別表第 1 に定める区分による報酬を支給する。

2 報酬の支給方法については、上関町報酬及び費用弁償条例(昭和 34 年条例第 75 号)の例による。

(費用弁償)

第 16 条 団員が公務のために旅行又は水火災、警戒、訓練等に従事する場合においては、別表第 2 に定める区分により費用を弁償する。

(報酬等の支給の方法)

第 17 条 前条による費用弁償は、各分団長等が別記様式によりその月分を取りまとめ町長に請求するものとする。

2 報酬及び費用弁償の支給については、各分団長を経て支給することができる。

(公務災害補償)

第 18 条 職務により死亡又は障害を受けた消防団員の補償に関しては、山口県市町村消防団員補償等組合の規定による補償を受けるものとする。

(委任)

第 19 条 この条例の施行について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 36 年 6 月 3 日条例第 112 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 37 年 6 月 22 日条例第 132 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 39 年 9 月 19 日条例第 176 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 39 年 12 月 18 日条例第 186 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 40 年 3 月 17 日条例第 195 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 41 年 3 月 16 日条例第 227 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 40 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 42 年 3 月 22 日条例第 14 号)

この条例は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 42 年 12 月 19 日条例第 27 号)

この条例は、昭和 43 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 43 年 3 月 13 日条例第 16 号)

この条例は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 44 年 3 月 18 日条例第 12 号)

この条例は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 45 年 3 月 20 日条例第 8 号)

この条例は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 45 年 12 月 23 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 45 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 46 年 3 月 23 日条例第 8 号)

この条例は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 47 年 3 月 23 日条例第 8 号)

この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 48 年 3 月 25 日条例第 5 号)

この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 49 年 3 月 22 日条例第 5 号)

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 50 年 3 月 17 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 50 年 12 月 20 日条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 51 年 3 月 19 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 52 年 2 月 5 日条例第 5 号)

この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 53 年 3 月 18 日条例第 14 号)

この条例は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 54 年 3 月 16 日条例第 16 号)

この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 55 年 3 月 19 日条例第 11 号)

この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年 3 月 19 日条例第 8 号)

この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年 3 月 20 日条例第 14 号)

この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 3 月 22 日条例第 13 号)

この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年 3 月 24 日条例第 6 号)

この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 3 月 20 日条例第 3 号)

この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 3 月 22 日条例第 4 号)

この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年 10 月 1 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 62 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 63 年 3 月 24 日条例第 5 号)

この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年 3 月 31 日条例第 9 号)

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 3 月 31 日条例第 9 号)

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 3 月 25 日条例第 13 号)

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 12 月 21 日条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月 26 日条例第 6 号)

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 25 日条例第 3 号)

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 3 月 25 日条例第 11 号)

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 25 日条例第 11 号)

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 9 月 26 日条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 18 年 6 月 14 日から適用する。

附 則(平成 26 年 3 月 20 日条例第 5 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 9 月 27 日条例第 25 号)

この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

附 則(令和 2 年 12 月 10 日条例第 26 号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、令和 2 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(令和 3 年 12 月 16 日条例第 16 号)抄

(施行期日)

この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 15 条関係)

区 分	金 額
団長	年額 85,000 円
副団長	年額 70,000 円
分団長・機動隊長	年額 65,000 円
副分団長・副機動隊長	年額 55,000 円
部長	年額 52,000 円
班長	年額 12,000 円
団員	年額 10,000 円

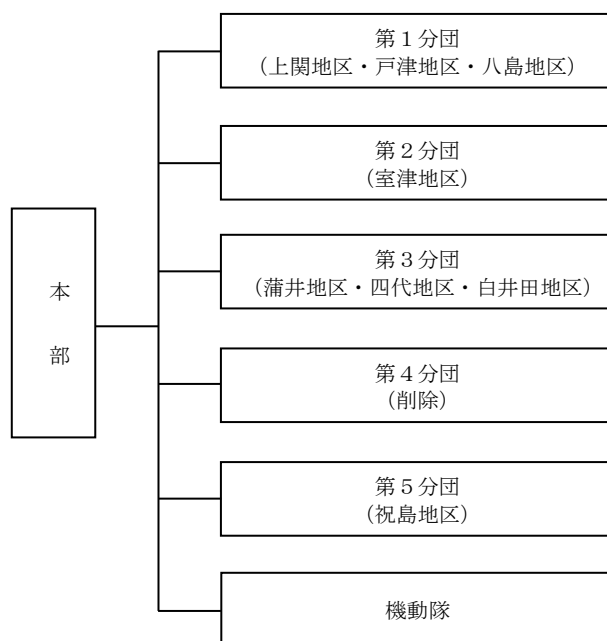
別表第 2(第 16 条関係)

区 分	金 額	
水火災等出動	1 回につき 4,300 円	
訓練等出動	1 回につき 3,000 円	
警戒手当	1 回につき 2,700 円	
機械整備手当	小型動力ポンプ	月額 2,500 円
	ポンプ自動車	月額 5,000 円
	ポンプ付積載車	
公務のため旅行した場合	上関町職員等旅費支給条例(令和 3 年条例第 16 号)の適用を受ける職員の例による。	

別記様式(第 17 条関係)

<略>

2 組織概要



□ 団員数（令和6年3月1日現在）

条例定数	230 人
実員数	189 人
男性	178 人
女性	11 人

3 装備状況

消防 ポンプ 自動車	小型動力 ポンプ 積載車	その他の 消防 自動車	小型動力 ポンプ	背負式 ポンプ (ジェット シューター)	トラン シーバー	ホース 保有本数	布水槽
-	13	1	31	5	32	610	14

(令和6年3月1日現在)

4 防災用資器材状況

ショベル	カケヤ	カマ	バール	オノ	ノコ	土のう袋 (枚)
18	7	77	3	8	8	3,000

ブルーシー ト(枚)	ハシゴ	チェーン ソー	ディスクス トレナー	消化器	照明器具
20	11	1	1	25	20

(令和6年3月1日現在)

5 消防施設及び消防団員等調べ

消火栓		防火水槽等				井戸等		集落用 連結送 水管箇 所数	計
公設	私設	40t 以上		20t～40t		40t 以上			
		公設	私設	公設	私設	公設	私設		
181	－	24	－	－	－	－	－	21	226

(令和6年3月1日現在)

資料4－2 水防関係

1 重要水防箇所

海岸名	水防 管理 団体名	位置		延長 (m)	予 想 される 危 険	対策 水防 工法	保全対象区域の現況				避難場所
		大字	字				人口 (人)	戸数 (戸)	公 共 施設数	冠水 面積 (km ²)	
白井田	上関町	長島	白井田	200	高潮	積土 のう	105	64	4	1.9	旧白井田 小 学 校

2 水防用備蓄器具・備蓄資材一覧表

倉庫の 所在地	スコップ	つるはし	くわ	おの	掛矢	かま	ペンチ	のこ	じよれん	ハンマー	ロープ	杭(大)	杭(小)	鉄線
役場	15	2	3	2	2	15	2	2	5	2	10	100	50	

【 5 災害救助】

資料 5－1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

令和 5 年度災害救助基準（令和 5 年 4 月 1 日現在）

救助の種類		救助の程度、方法及び期間	
収容施設の供与	避難所の供与	救助の対象及び方法	(1) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。 (2) 避難所は、学校、公民館等の既存の建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を利用することが困難なときは、野外に仮設小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。
		費用種類及び限度額	(1) 避難所設置のため支出する費用は、次に掲げるとおりとする。 ア 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費 イ 消耗器材費 ウ 建物の使用謝金 エ 器物の使用謝金、借上費又は購入費 オ 光熱水費 カ 仮設便所等の設置費 (2) 避難所設置のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。 ア 基本額 避難所設置費：1 人 1 日当たり 330 円以内 イ 加算額 (ア) 高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な避難所を設置した地域における通常の実費を加算することができる。 (イ) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
		救助の期間	避難所を開設できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。
	応急仮設住宅の供与	救助の対象及び方法	(1) 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与する。 (2) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。 (3) 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を建設型応急仮設住宅として設置できる。 (4) 建設型応急仮設住宅の設置については、災害発生の日から 20 日以内に着工しなければならない。 (5) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。
		費用種類及び限度額	(1) 建設型応急仮設住宅の 1 戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、6,285,000 円以内とする。 (2) 建設型応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができ、50 戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。 (3) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。 (4) 賃貸型応急住宅の 1 戸当たりの規模は、世帯の人数に応じ（1）に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。
		救助の期間	(1) 建設型及び賃貸型応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 3 項又は第 4 項に規定する期限内とする。

炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他による食品の給与	救助の対象及び方法	炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う。																										
		費用種類及び限度額	(1) 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によって行う。 (2) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として、1人1日当たり1,180円以内とする。																										
		救助の期間	炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。																										
	飲料水の供給	救助の対象及び方法	飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。																										
		費用種類及び限度額	飲料水の供給を実施するため支給できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、その地域における通常の実費とする。																										
		救助の期間	飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。																										
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	救助の対象及び方法	(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。 (2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 ア 被服、寝具及び身の回り品 イ 日用品 ウ 炊事用具及び食器 エ 光熱材料																											
		費用種類及び限度額	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもつて決定する。 ア 住宅の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯 (円)																										
	<table><tr><td>世帯区分 \ 季別期間</td><td>1人</td><td>2人</td><td>3人</td><td>4人</td><td>5人</td><td>6人以上1人を増すごとに加算する額</td></tr><tr><td>夏季(4月から9月まで)</td><td>18,700</td><td>24,000</td><td>35,600</td><td>42,500</td><td>53,900</td><td>7,800</td></tr><tr><td>冬季(10月から3月まで)</td><td>31,000</td><td>40,100</td><td>55,800</td><td>65,300</td><td>82,200</td><td>11,300</td></tr></table>							世帯区分 \ 季別期間	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人を増すごとに加算する額	夏季(4月から9月まで)	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800	冬季(10月から3月まで)	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300	
	世帯区分 \ 季別期間		1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人を増すごとに加算する額																					
	夏季(4月から9月まで)		18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800																					
	冬季(10月から3月まで)		31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300																					
イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯																													
<table><tr><td>世帯区分 \ 季別期間</td><td>1人</td><td>2人</td><td>3人</td><td>4人</td><td>5人</td><td>6人以上1人を増すごとに加算する額</td></tr><tr><td>夏季(4月から9月まで)</td><td>6,100</td><td>8,200</td><td>12,300</td><td>15,000</td><td>18,900</td><td>2,600</td></tr><tr><td>冬季(10月から3月まで)</td><td>9,900</td><td>12,900</td><td>18,300</td><td>21,800</td><td>27,400</td><td>3,600</td></tr></table>							世帯区分 \ 季別期間	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人を増すごとに加算する額	夏季(4月から9月まで)	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600	冬季(10月から3月まで)	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600		
世帯区分 \ 季別期間	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人を増すごとに加算する額																							
夏季(4月から9月まで)	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600																							
冬季(10月から3月まで)	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600																							
救助の期間																													
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施できる期間は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。																													
医療及び助産	医療	救助の対象及び方法	(1) 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置を行う。 (2) 医療は救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において、医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができる。 (3) 医療は、次の範囲内において行う。 ア 診療																										

			イ 薬剤又は治療材料の支給 ウ 処置、手術その他の治療及び施術 エ 病院又は診療所への収容 オ 看護
		費用種類及び限度額	医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。
		救助の期間	医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。
	助産	救助の対象及び方法	(1) 助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者に対して行う。 (2) 助産は、次の範囲内において行う。 ア 分べんの介助 イ 分べん前及び分べん後の処置 ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
		費用種類及び限度額	助産のために支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金8割以内の額とする。
		救助の期間	助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。
被災者の救出		救助の対象及び方法	被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して捜索又は救出を行う。
		費用種類及び限度額	被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
		救助の期間	被災者の救出期間は、災害発生の日から3日以内とする。
被災した住宅の応急修理		救助の対象及び方法	住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。
		費用種類及び限度額	住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり655,000円以内とする。(半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた場合は318,000円以内とする。)
		救助の期間	住宅の応急修理は、災害発生の日から3月以内(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6月以内)とする。
生業に必要な資金の貸与		救助の対象及び方法	(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。 (2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業を回復する見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。
		費用種類及び限度額	(1) 生業に必要な資金として貸与できる金額は、次の額の範囲内とする。 ア 生業費：1件当たり 30,000円 イ 就職支度費：1件当たり 15,000円 (2) 生業に必要な資金の貸与には次の条件を付す。 ア 貸与期間：2年以内 イ 利子：無利子
		救助の期間	生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内とする。
学用品の給与		救助の対象及び方法	(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行う。 (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 ア 教科書 イ 文房具 ウ 通学用品

費用種類及び限度額	学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。 ア 教科書代 (ア) 小学校児童及び中学校生徒：教科書（教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書をいう。以下同じ。）及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 (イ) 高等学校等生徒：正規の授業で使用する教材を給与するための実費 イ 文房具費及び通学用品費 (ア) 小 学 校 児 童：1 人当たり 4,700 円 (イ) 中 学 校 生 徒：1 人当たり 5,000 円 (ウ) 高等学校等生徒：1 人当たり 5,500 円
救助の期間	学用品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から教科書については 1 月以内、その他の学用品については 15 日以内とする。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

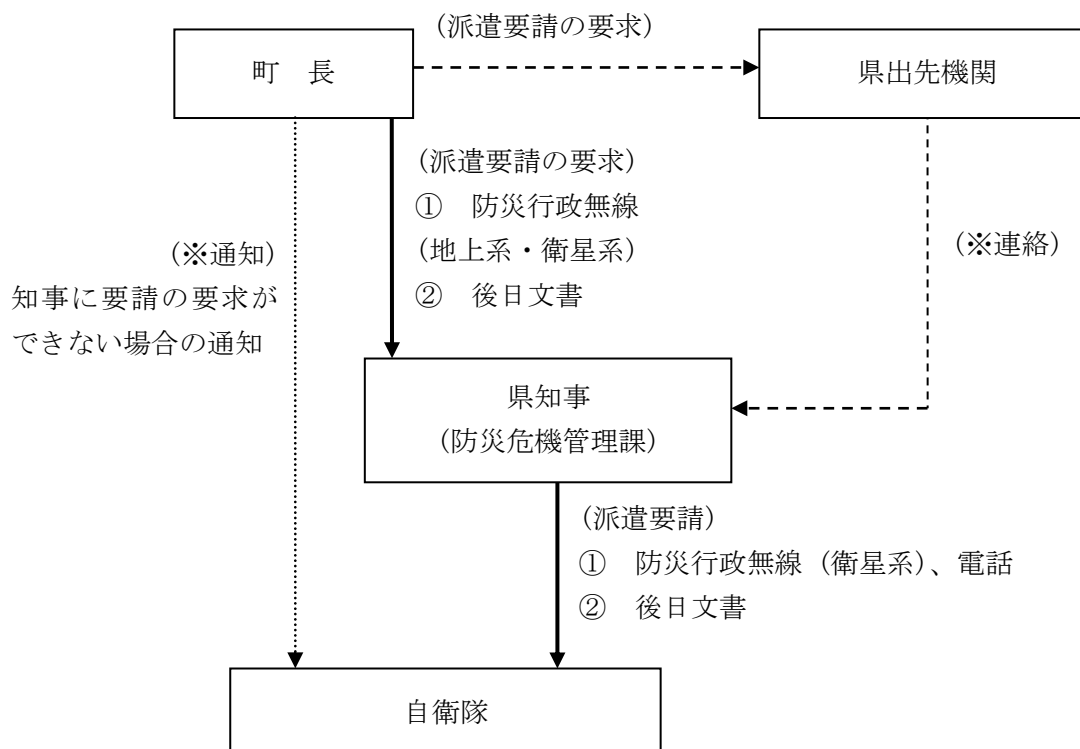
資料 5－2 従事命令等の種類と執行者

対象作業	根拠法令	執行者	対象者
災害応急対策作業	災害対策基本法 第 71 条及び第 71 条第 2 項	知事、 町長（委任を受けた場合のみ）	町区域内の住民又は当該 応急措置を実施すべき現 場にある者
	災害対策基本法 第 65 条第 1 項	町長	
	災害対策基本法 第 65 条第 2 項	警察官	
避難等の措置	警察官職務執行法第 4 条	警察官	その場に居合わせた者、そ の事物の管理者その他関 係者
消防作業	消防法第 29 条第 5 項	消防吏員 消防団員	火災の現場附近に在る者
水防作業	水防法第 24 条	水防管理者 消防団長 消防機関の長	区域内に居住する者又は 水防の現場にある者

【 6 自衛隊災害派遣】

資料 6 - 1 自衛隊要請連絡先

区 分	要請先	所在地	活動内容
陸上自衛隊に 対するもの	第 17 普通科連隊長 第 13 旅団長 中部方面総監	山口市上宇野 784 (083-922-2281) 広島県安芸郡海田町寿町 2-1 (082-822-3101) 伊丹市緑ヶ丘 7-1-1 (072-782-0001)	車両・船艇・航空機・地上部隊による各種救助活動
海上自衛隊に 対するもの	呉地方総監 佐世保地方総監 第 31 航空群司令 小月教育航空群司令 下関基地隊司令	呉市幸町 8-1 (0823-22-5511) 佐世保市平瀬町 (0956-23-7111) 岩国市三角町 2 丁目 (0827-22-3181) 下関市松屋本町 3-2-1 (083-282-1180) 下関市永田本町 4-8-1 (083-286-2323)	艦艇又は航空機をもってする人員、物資の輸送、状況偵察、応急給水等
航空自衛隊に 対するもの	第 12 飛行教育団司令 航空教育隊司令 西部航空方面隊司令官 第 3 術科学学校長	防府市田島 (0835-22-1950 内線 231) 防府市中関 (0835-22-1950) 春日市原町 3-1-1 (092-581-4031) 福岡県遠賀郡芦屋町芦屋 144-1 (093-223-0981)	主として航空機による偵察、人員・物資の輸送、急患搬送等



資料 6－2 自衛隊災害派遣関連様式

1 自衛隊災害派遣要請依頼書

(用紙の大きさはB 5とする。)

年 月 日	
県知事あて	発 信 者 名
自衛隊災害派遣について（要請）	
災害を防除するため、下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。	
記	
1 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由	
(1) 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）	
(2) 災害派遣を要請する事由	
2 派遣を必要とする期間	
3 派遣を希望する勢力	
(1) 人員	
(2) 装備の概要（特に船舶、航空機等特殊装備を必要とするとき。）	
4 派遣を希望する区域及び活動内容	
(1) 派遣を希望する区域	
(2) 連絡場所及び連絡職員	
(3) 活動内容（遭難者の捜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等）	
5 その他参考となるべき事項（作業用資料、宿舎の準備状況など）	

2 自衛隊撤収要請依頼書

(用紙の大きさはB 5 とする。)

年 月 日

災害派遣要請者 あて

発 信 者 名

自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請依頼日時

年 月 日

2 派遣要請依頼日時

年 月 日

3 撤収作業場所

4 撤収作業内容

[7 避 難]

資料 7－1 指定緊急避難場所・指定避難所

1 指定緊急避難場所

(長島地区)

No.	名 称	面 積 (㎡)	収容人員 (人)	所在地	電話番号	災害対応種別				
						洪 水	土砂災害	津 波	高 潮	地 震
1	上関小学校グラウンド	4,500	200	長島 250	62-0054	○	○	○	○	○
2	上関小学校屋内運動場	1,256	500	長島 250	62-0054	○	○	○	○	○
3	旧上関小学校グラウンド	2,627	200	長島 448		○	○	○	○	○
4	上関小規模老人憩の家（東集会所）	143	50	長島 583-19		○	○	×	×	○
5	旧熊毛南高校上関分校グラウンド	2,795	200	長島	62-0245	○	○	○	○	○
6	白井田文化福祉センター（白井田分館）	382	50	長島 3926	65-0111	○	○	×	×	○
7	旧白井田小学校グラウンド	1,852	100	長島 3780		○	○	○	○	○
8	高齢者保健福祉施設	1,627	92	長島 1561-1	65-5113	○	○	○	○	○
9	蒲井小規模老人憩の家（蒲井分館）	170	50	長島 1490	65-0112	○	○	○	○	○
10	上関中学校グラウンド	19,697	500	長島 280	62-0321	○	○	○	○	○
11	旧四代診療所	79	35	長島 2179-2		○	○	○	○	×
12	ひなの里よりあい館	108	50	長島 2159-4		○	○	×	×	○
13	四代文化福祉館（四代分館）	195	50	長島第 2092	65-0142	○	○	○	○	×
14	戸津つどい館	329	100	長島 4723-1		○	×	×	×	○
15	惣津ふれあい館	87	40	長島 706-1		○	×	○	○	○
16	ほのぼの活性化センター	291	140	長島 180-19		○	×	○	×	○

(室津地区)

No.	名 称	面 積 (㎡)	収容人員 (人)	所在地	電話番号	災害対応種別				
						洪 水	土砂災害	津 波	高 潮	地 震
1	上関町総合文化センター	2,450	300	室津 904-15	62-1460	○	○	×	×	○
2	室津地区集会所	121	60	室津 798-1		○	○	×	×	×
3	白浜集会所（白浜分館）	174	40	室津 1187		○	○	○	○	○
4	上関海峡温泉	1,522	89	室津 924	62-1126	○	○	○	○	○
5	上関町民体育館	1,510	220	室津 342-1	62-1752	○	○	○	○	○
6	上関町民グラウンド	18,050	1,000	室津 342-1		○	○	○	○	○
7	竹の浦集会所	99	45	室津 391-1		○	×	○	○	○
8	いこいの家大津千葉館	85	40	室津 1623-5		○	×	○	○	○
9	四季の里志田	116	67	室津 22-1		○	×	○	○	○
10	練尾小規模老人憩の家	87	30	室津 1458		○	×	○	○	×

(祝島地区)

No.	名 称	面 積 (㎡)	収容人員 (人)	所在地	電話番号	災害対応種別				
						洪 水	土砂災害	津 波	高 潮	地 震
1	祝島小・中学校グラウンド	4,102	250	祝島 3	66-2500	○	○	○	○	○
2	祝島小・中学校屋内体育館	199	300	祝島 3	66-2500	○	○	○	○	○
3	祝島支所（祝島地区館）	330	80	祝島 184-1	66-2003	○	○	×	×	×

(八島地区)

No.	名 称	面 積 (㎡)	収容人員 (人)	所在地	電話番号	災害対応種別				
						洪 水	土砂災害	津 波	高 潮	地 震
1	旧八島小学校グラウンド	2,439	100	八島 280		○	○	○	○	○
2	八島ふれあいセンター（八島地区館）	305	70	八島 688-3	62-1822	○	○	○	○	○

2 指定避難所

(長島地区)

No.	名 称	面 積 (㎡)	収容人員 (人)	所在地	電話番号	災害対応種別				
						洪 水	土砂災害	津 波	高 潮	地 震
1	上関小学校（屋内運動場）	1,256	500	長島 250	62-0054	○	○	○	○	○
2	四代文化福祉館（四代分館）	195	50	長島第 2092	-	○	○	○	○	×
3	高齢者保健福祉施設	1,627	92	長島 1561-1	65-5113	○	○	○	○	○
4	戸津つどい館	329	100	長島第 4723-1	62-0004	○	×	×	×	○
5	白井田文化福祉センター	382	50	長島 3926	65-0132	○	○	×	×	○
6	中の浦小規模老人憩いの家	82	30	長島 1540-31	-	○	×	×	×	○

45

(室津地区)

No.	名 称	面 積 (㎡)	収容人員 (人)	所在地	電話番号	災害対応種別				
						洪 水	土砂災害	津 波	高 潮	地 震
1	上関町総合文化センター	2,450	300	室津 904-15	62-1460	○	○	×	×	○
2	練尾小規模老人憩いの家	81	30	室津 1458	-	○	×	○	○	×
3	いこいの家大津千葉館	85	40	室津 1623-5	-	○	×	○	○	○
4	上関町民体育館	1510	700	室津 342-1	62-1752	○	○	○	○	○
5	四季の里志田	116	62	室津 22-1		○	×	○	○	○

(祝島地区)

No.	名 称	面 積 (㎡)	収容人員 (人)	所在地	電話番号	災害対応種別				
						洪 水	土砂災害	津 波	高 潮	地 震
1	祝島小・中学校屋内運動場	199	300	祝島 3	66-2500	○	○	○	○	○
2	祝島支所（祝島地区館）	330	80	祝島 184-1	66-2003	○	○	×	×	×

(八島地区)

No.	名 称	面 積 (㎡)	収容人員 (人)	所在地	電話番号	災害対応種別				
						洪 水	土砂災害	津 波	高 潮	地 震
1	八島ふれあいセンター（八島地区館）	305	70	八島第 688-3	62-1822	○	○	○	○	○

3 指定福祉避難所

No.	名 称	面 積 (㎡)	収容人員 (人)	所在地	電話番号	災害対応種別				
						洪 水	土砂災害	津 波	高 潮	地 震
1	高齢者保健福祉施設	1,627	92	長島 1561-1	65-5113	○	○	○	○	○

【 8 医療（助産）救護】

資料 8－1 上関町内医療機関等一覧

1 医療及び助産機関

No.	施設名	住 所	電話番号	診療科目
1	上関町祝島診療所	祝島 137	66-2345	内科
2	上関町四代診療所	長島 2159-4	65-0615	内科
3	上関町白井田診療所	長島 3910-3	65-0111	内科
4	上関町八島診療所	八島 688-3	62-1833	内科
5	上関町立海のまち診療所	長島 582-3	62-6001	内科

2 歯科関係機関

No.	施設名	住 所	電話番号
1	上関町歯科診療所	長島 602-2	62-0600
2	上関町歯科診療所祝島出張所	祝島 216	66-2940

資料８－２ 後方医療機関

１ 基幹災害拠点病院

医療機関名	一般 病床数	所在地	電話番号
山口県立総合医療センター	490	防府市大字大崎 10077	0835-22-4411

２ 地域災害拠点病院

医療圏	医療機関名	一般 病床数	所在地	電話番号
岩国	岩国市医療センター医師会病院	181	岩国市室の木町 3-6-12	0827-21-3211
	岩国医療センター	530	岩国市愛宕町 1-1-1	0827-34-1000
柳井	周東総合病院	360	柳井市古開作 1000-1	0820-22-3456
周南	徳山中央病院	507	周南市孝田町 1-1	0834-28-4411
山口・防 府	三田尻病院	144	防府市お茶屋町 3-27	0835-22-1110
	山口赤十字病院	427	山口市八幡馬場 53-1	083-923-0111
宇部・小 野田	山口大学医学部附属病院	713	宇部市南小串 1-1-1	0836-22-2111
	山口労災病院	313	山陽小野田市大字小野田 1315-4	0836-83-2881
	山陽小野田市民病院	215	山陽小野田市大字東高泊 1863-1	0836-83-2355
下関	下関市立市民病院	430	下関向洋町 1-13-1	083-231-4111
	関門医療センター	400	下関市長府外浦町 1-1	083-241-1199
	済生会下関総合病院	373	下関市安岡町 8-5-1	083-262-2300
長門	長門総合病院	204	長門市東深川 85	0837-22-2220
萩	都志見病院	175	萩市江向 413-1	0838-22-2811

３ 高度救命救急センター

医療機関名	一般 病床数	所在地	電話番号
山口大学医学部附属病院	713	宇部市南小串 1-1-1	0836-22-2111

【 9 緊急輸送】

資料 9－1 緊急輸送道路指定路線

種 別	路線名
国道	188 号線
県道	光上関線
県道	柳井上関線
町道	蛭子町惣津線

資料 9－2 ヘリコプター臨時離着陸場

ヘリ離着陸場名	所在地	地籍 (㎡)	管理者
上関町民グラウンド	室津 342-2	14,500	上関町
上関中学校	長島 280-1	5,760	上関町
八島ヘリポート	八島	2,500	上関町
白井田埋立地	白井田	4,725	上関町
祝島小・中学校	祝島	1,925	上関町

資料 9－3 輸送拠点施設

区分	施設名称	所在地	管理者
陸上輸送基地	上関惣津空地	上関町大字長島	上関町
	室津竹の浦空地	上関町大字室津	室津漁協
海上輸送基地	室津港 (－3.5m 物揚場)	上関町大字室津	山口県
	上関漁港・白井田地区 (－2m 物揚場)	上関町大字長島	上関町
	上関漁港・祝島地区 (－2m 物揚場)	上関町大字祝島	上関町
	上関漁港・八島地区 (－1.5m 物揚場)	上関町大字八島	上関町
	上関漁港・四代地区 (－2m 物揚場)	上関町大字長島	上関町

【10 防疫及び保健衛生】

資料 10－1 防疫体制及び防疫機械器具の保有状況

町の防疫班員	7
防疫作業従事者の確保	16
役場内	11
外部	5

防疫用機械器具				
自動噴霧	手動噴霧	フォッグスイング	動力煙霧	軽自動車

【11 死者の搜索、遺体の処理等】

資料 11－1 遺体の一時収容所一覧

場 所	収容能力	連絡先			備 考
		責任者	住 所	電話番号	
上関町総合文化センター	100人	教育委員会	室津904-15	0820-62-1460	

資料 11－2 火葬場及び墓地所在地一覧

場 所	連絡先		墓地の所在地	埋葬（火葬）能力	備 考
	責任者氏名	電話番号			
上関町斎苑	住民課	0820-62-0877	上関町大字 室津583-1	3 体/日	

【12 文教対策】

資料 12－1 国・県・町指定文化財一覧表

別	種 類	指定年月日	名 称	所在地
国	重要文化財（建築物）	平 17・12・27	四階楼 付 幣串	室津 868-1
県	天然記念物	昭 41・6・10	常満寺の大イチョウ	室津 956
〃	天然記念物	昭 41・6・10	祝島のケグワ	祝島 2731
〃	無形民俗文化財	昭 51・11・24	祝島の神舞神事	祝島
〃	有形文化財（建）	平 12・3・31	旧上関番所	長島 629、594
〃	天然記念物	平 15・4・4	八島与崎のカシワ・ビャクシン群落	祝島 95、96、98、98-1
町	史跡	昭 49・12・16	五卿の宿 肥後屋跡	室津 847
〃	史跡	昭 52・9・13	上関御茶屋跡	長島 629
〃	史跡	昭 52・9・13	上関越荷会所跡	長島 671
〃	天然記念物	平 16・1・14	祝島のアコウ	祝島 159
〃	天然記念物	平 16・1・14	祝島のウラジロガシ	祝島 1177-1
〃	天然記念物	平 16・1・14	祝島のカンコノキ	祝島 2353
〃	天然記念物	平 16・1・14	祝島のケグワ	祝島 2727
〃	有形文化財 （歴史資料）	平 19・3・15	木造扁額「巨壑山（きょがくざん）」	室津 868-1
〃	有形文化財 （歴史資料）	平 23・1・18	菅原神社村上廣武奉納石灯籠 付 瀧長愷謹誌文陰刻板	長島 363
〃	天然記念物	平 23・3・18	祝島バクチノキ	祝島 2655 番地先水路
〃	天然記念物	平 24・1・17	祝島三浦のコッコー	祝島 2487 番地
〃	有形文化財 （歴史資料）	平 26・12・15	朝鮮通信使船上関来航図	長島 440
〃	記念物（史跡）	平 26・12・15	皇座山練尾狼煙場跡 及び番小屋跡 付 遠見台跡	室津 10108-9 室津 10096

*国指定：1 件 *県指定：5 件 *町指定：13 件

資料 12－2 文教対策関連様式

1 学校被害状況報告様式

被害状況報告（第 報）

令和 年 月 日 時 分現在
（市町又は県私立施設名 ）

1 人的被害等

被害種別	被害内訳（人）				備考
	園児・児童・生徒	教職員	その他一般	計	
死者					
行方不明者					
重傷者					
軽傷者					
計					
帰宅出来ない人数 （保護者へ引渡出来ない者）	（在校生 ）				

2 施設及び設備等被害

名称及び被害場所	被害額（千円）	被害状況及び復旧見込み時期

注）施設区分ごとに記入のこと。

県立学校については実習産物等の被害についても計上すること。

3 教科書等の文房具被害

区分	児童生徒数	備考
計		

注）区分には学校種別、備考には被害を受けた文房具等の種別を記入のこと。

4 その他

学校名	食料	飲料水	寝具の確保状況
	日分	リットル	

注）提出先 県立学校（大学を除く）及び各教育事務所…県教育庁教育政策課
市町教育委員会……………所轄教育事務所
県立大学及び私立学校……………県総務部学事文書課

【13 危険物等施設】

資料 13－1 危険物施設一覧

総計	貯蔵所							取扱所			
	屋内	屋内 (特定)	屋外	タンク				給油	給油 (船舶)	一般	一般 (詰替え)
				屋内	屋外	地下	移動				
28	1	2	1	2	8	3	3	2	1	4	1

(令和 6 年 3 月 1 日現在 柳井地区広域消防組合)

【14 震災対策】

資料 14－1 山口県とその周辺の主な地震

(範囲：33° 10′ ～35° 10′ N、130° 20′ ～132° 50′ E、1926 年以降発生、M5.0 以上のもの)

(期間：1926 年 1 月 1 日～2019 年 10 月 1 日)

※下関地方気象台による (令和 5 年度山口県地域防災計画資料編より)

番号	年月日	時：分：秒	緯度 (度分)	経度 (度分)	深さ (km)	M	震央地名
1	1926年1月22日	06:26:53.3	33° 20.2′ N	132° 9.8′ E	10	5.4	豊後水道
2	1928年9月25日	13:58:41.0	33° 36.4′ N	131° 54.8′ E	76	5.8	伊予灘
3	1929年8月4日	01:00:04.5	34° 13.9′ N	130° 36.9′ E	9	5.4	福岡県北西沖
4	1930年2月5日	22:28:22.7	33° 27.7′ N	130° 18.8′ E	0	5.0	佐賀県南部
5	1930年12月21日	08:26:41.9	34° 53.1′ N	132° 47.4′ E	30	5.1	広島県北部
6	1930年12月21日	21:14:25.9	34° 55.4′ N	132° 49.4′ E	13	5.9	広島県北部
7	1930年12月21日	21:17:53.1	34° 55.7′ N	132° 44.8′ E	18	5.2	広島県北部
8	1935年7月17日	00:00:28.0	34° 35.2′ N	131° 1.8′ E	20	5.5	山口県北西沖
9	1937年2月8日	21:18:22.7	33° 24.6′ N	132° 1.9′ E	24	5.0	伊予灘
10	1937年2月27日	23:04:58.1	33° 51.7′ N	132° 6.9′ E	63	6.0	伊予灘
11	1938年9月10日	14:20:16.6	33° 39.1′ N	132° 33.8′ E	20	5.0	伊予灘
12	1941年4月6日	01:49:47.9	34° 31.6′ N	131° 38.1′ E	2	6.2	山口県北部
13	1942年2月22日	09:47:14.5	33° 31.8′ N	132° 22.9′ E	68	5.4	伊予灘
14	1942年10月27日	14:29:32.1	33° 19.4′ N	132° 10.6′ E	42	5.2	豊後水道
15	1943年8月8日	00:04:28.8	34° 37.8′ N	131° 43.5′ E	10	5.2	島根県西部
16	1943年8月9日	04:27:55.9	34° 33.1′ N	131° 53.8′ E	8	5.0	島根県西部
17	1944年6月7日	19:15:01.8	33° 15.9′ N	131° 50.4′ E	65	6.0	伊予灘
18	1944年8月3日	10:40:51.6	35° 1.1′ N	132° 34.7′ E	22	5.1	島根県西部
19	1946年8月20日	18:42:41.1	33° 21.1′ N	132° 19.0′ E	42	5.9	豊後水道
20	1947年5月9日	23:05:37.3	33° 22.3′ N	130° 57.0′ E	7	5.5	大分県西部
21	1947年5月11日	06:53:04.4	33° 21.5′ N	130° 59.1′ E	6	5.1	大分県西部
22	1949年7月12日	01:10:51.4	34° 3.0′ N	132° 45.4′ E	25	6.2	安芸灘
23	1950年8月22日	11:14:52.8	35° 7.1′ N	132° 42.6′ E	2	5.0	島根県東部
24	1953年6月8日	22:49:58.3	34° 58.9′ N	132° 44.6′ E	8	5.0	島根県東部
25	1953年7月30日	17:24:48.2	34° 2.3′ N	132° 46.7′ E	14	5.4	安芸灘
26	1954年5月8日	17:26:38.9	35° 1.4′ N	132° 47.2′ E	10	5.2	島根県東部
27	1954年5月16日	21:56:29.4	35° 4.7′ N	132° 47.8′ E	9	5.4	島根県東部
28	1955年12月5日	22:30:54.6	34° 42.0′ N	132° 42.0′ E	0	5.3	広島県北部
29	1956年1月30日	14:45:06.5	33° 40.7′ N	132° 19.4′ E	53	5.0	伊予灘
30	1958年9月8日	23:53:18.6	33° 44.0′ N	131° 56.0′ E	80	5.7	伊予灘
31	1960年5月11日	08:17:59.0	33° 54.0′ N	131° 55.0′ E	80	5.5	周防灘
32	1963年3月31日	21:26:06.2	35° 7.7′ N	132° 25.2′ E	12	5.1	島根県西部
33	1963年4月1日	00:02:20.8	35° 7.0′ N	132° 24.7′ E	17	5.0	島根県西部
34	1964年11月14日	12:56:07.4	33° 24.0′ N	132° 13.2′ E	62	5.9	豊後水道
35	1968年8月6日	01:17:06.0	33° 18.0′ N	132° 23.0′ E	40	6.6	豊後水道
36	1968年8月6日	13:21:03.4	33° 21.0′ N	132° 27.0′ E	40	5.3	愛媛県南予
37	1969年9月7日	09:23:45.5	33° 37.0′ N	131° 48.0′ E	100	5.2	伊予灘
38	1969年11月30日	01:43:16.1	33° 20.0′ N	132° 24.0′ E	40	5.1	愛媛県南予
39	1969年11月30日	13:12:21.5	33° 15.0′ N	132° 24.0′ E	40	5.1	豊後水道
40	1973年2月25日	19:09:44.1	34° 44.0′ N	132° 25.0′ E	0	5.0	広島県北部
41	1977年5月2日	01:23:02.3	35° 9.0′ N	132° 42.0′ E	10	5.6	島根県東部
42	1978年6月4日	05:03:53.2	35° 5.0′ N	132° 42.0′ E	0	6.1	島根県東部
43	1978年6月4日	06:03:09.6	35° 5.0′ N	132° 41.0′ E	0	5.3	島根県東部
44	1978年6月4日	06:20:58.5	35° 7.0′ N	132° 41.0′ E	10	5.5	島根県東部
45	1978年6月4日	06:22:53.3	35° 8.0′ N	132° 40.0′ E	0	5.4	島根県東部
46	1979年7月13日	17:10:12.9	33° 51.0′ N	132° 3.0′ E	70	6.0	周防灘

番号	年月日	時：分：秒	緯度（度分）	経度（度分）	深さ（km）	M	震央地名
47	1981年7月17日	00:46:38.2	33° 23.0′ N	132° 13.0′ E	60	5.1	豊後水道
48	1983年8月26日	05:23:34.4	33° 33.4′ N	131° 36.3′ E	116	6.6	大分県北部
49	1984年6月25日	06:29:19.6	34° 45.6′ N	132° 35.0′ E	12	5.3	広島県北部
50	1985年4月5日	16:25:36.4	33° 31.6′ N	131° 34.6′ E	118	5.2	大分県中部
51	1987年11月18日	00:57:22.5	34° 14.5′ N	131° 27.4′ E	8	5.4	山口県北部
52	1988年7月29日	18:59:32.8	33° 40.9′ N	132° 30.3′ E	53	5.1	伊予灘
53	1991年1月4日	03:36:57.4	33° 32.9′ N	132° 19.1′ E	58	5.3	伊予灘
54	1991年10月28日	10:09:12.8	33° 55.4′ N	131° 9.9′ E	19	6.0	周防灘
55	1993年8月14日	10:29:18.8	33° 21.1′ N	132° 32.6′ E	47	5.3	愛媛県南予
56	1993年8月31日	00:08:42.8	33° 36.2′ N	132° 28.1′ E	62	5.1	伊予灘
57	1997年4月3日	06:47:32.0	33° 22.8′ N	132° 25.9′ E	52	5.0	愛媛県南予
58	1997年6月25日	18:50:12.8	34° 26.5′ N	131° 40.0′ E	8	6.6	山口県北部
59	1998年5月23日	04:49:35.2	33° 42.3′ N	131° 50.5′ E	86	5.4	伊予灘
60	2001年3月24日	15:27:54.5	34° 7.9′ N	132° 41.6′ E	47	6.7	安芸灘
61	2001年3月26日	05:40:53.5	34° 7.0′ N	132° 42.6′ E	46	5.2	安芸灘
62	2005年5月2日	01:23:57.7	33° 40.2′ N	130° 19.2′ E	11	5.0	福岡県福岡地方
63	2006年9月26日	07:03:48.3	33° 30.4′ N	131° 53.1′ E	70	5.3	伊予灘
64	2011年6月4日	01:57:31.0	35° 5.8′ N	132° 40.2′ E	11	5.2	島根県東部
65	2014年3月14日	02:06:50.8	33° 41.5′ N	131° 53.4′ E	78	6.2	伊予灘
66	2016年4月16日	01:25:37.7	33° 16.5′ N	131° 21.2′ E	12	5.7	大分県中部
67	2016年4月16日	07:11:37.4	33° 16.2′ N	131° 23.7′ E	6	5.4	大分県中部
参考	2022年10月2日	00:02	31° 18.7′ N	131° 31.3′ E	29	5.9	大隅半島東方沖

資料 14－2 気象庁震度階級関連解説表

1 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況（気象庁平成 21 年 3 月 31 日改定「気象庁震度階級関連解説表」より）

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。 固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわなと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

2 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいもののほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

3 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

（注1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

4 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

5 ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発	生震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

6 大規模構造物への影響

長周期地震動※による 超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうつろい、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることもある。